

報道関係者 各位

令和5年3月13日

【照会先】

神奈川県労働局 職業安定部 職業安定課

課長 滝沢 勉

職業安定監察官 加藤 未来

(電話) 045(650)2800

「ユースエール認定企業」として新たに2社を認定しました ～認定通知書交付式のお知らせ～

神奈川県労働局(局長 西村 斗利)は、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)第15条に基づくユースエール認定企業として、相模原市内の2企業を認定しました。

つきましては、下記のとおり認定通知書交付式を行いますので、当日の取材をお願いいたします。

【交付式】

日時：令和5年3月20日(月)

14:00～ 株式会社 TES

15:00～ 株式会社 永建

場所：相模原公共職業安定所 所長室

(相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階)

【認定事業主】

○株式会社 TES 代表取締役 奥岡彰

所在地 相模原市緑区西橋本5-4-30

さがみはら産業創造センターSIC-2

事業内容 ソフトウェア業

○株式会社 永建 代表取締役 永井利幸

所在地 相模原市中央区淵野辺本町3-22-15-405

事業内容 建設業



※交付式会場での写真撮影、取材が可能です。

当日の取材を希望される場合は、事前に相模原公共職業安定所までご連絡ください。

(連絡先) 042-776-8609 部門コード51#

〈参考〉

「ユースエール認定企業」とは、

平成27年10月1日施行の若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定の水準を満たす、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

認定を受けると、自社の商品、広告への認定マークの使用やハローワークでの重点的PRの対象になるなどのメリットがあり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保が期待されます。

「ユースエール認定企業」の詳細は、別添リーフレット「若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！」をご覧ください。



育児、介護、その他必要な場合り モートワークを実施

事業内容 Webシステム開発、ソフトウェア開発、サーバー・クライアント・ネットワーク構築、クラウドシステム構築

会社情報 252-0131 神奈川県相模原市緑区
西橋本5-4-30

橋本駅 徒歩13分

<https://www.tes.co.jp/>

基礎データ

創業	従業員数	平均年齢	平均勤続年	役員・管理職の女性割合	
1988年	52人	33.7歳	6.8年	(役員) 0.0%	(管理職) 0.0%

働き方データ

有給休暇の平均取得実績	月平均所定外労働時間	育児休業取得状況(直近3事業年度)	
12.8日	6.5時間	男性: 2名	女性: 0.0%

募集・定着状況

		2021年度	2020年度	2019年度
募集状況	新卒者等 ¹			
	新卒者等以外 ²			
採用者数(うち女性)	新卒者等	7名(1名)	7名(2名)	7名(2名)
	新卒者等以外	0名(0名)	0名(0名)	0名(0名)
離職者数 ³	新卒者等	0名	1名	1名
	新卒者等以外	0名	0名	0名

会社からのメッセージ

先輩社員から

当社は、IT関連の学習や経験が無い人も入社しますが、社員研修やOJTでしっかりサポートしていきます。私が入社したとき、右も左も分からない状態でしたが、先輩社員や上司は優しく、たくさん助けていただきました。社員同士の仲が良く、仕事の悩み相談もしやすい環境です。毎年多くの新入社員が入ってきます。会社がどんどん大きくなるのを感じます。ぜひ、一緒に会社を大きくしていきたいですね。

社長から

若者を社会で活躍できる人材にする。TESの考える企業価値には、技術力以上に、人材育成が大切だと感じています。そのために直接会って話をし、横に座って指導する、質問が出来る、そんな環境を大事にしています。リモートワークも、子育てや介護、身体の状態などで、とても有効な働き方だと思います。それを上手に利用して、社員みんなが生き生きと働きながら成長する会社にしていきたいと思っています。「いっしょに成長し、新しい価値を生み出す」この理念が、いいね!と思ってみなさんをお待ちしています!

求める人材像

自分の成長だけでなく、周りもいっしょに成長していくことに協力できる人、どうすればできるかを考えられる人、いい言葉を使える人、人生を楽しめる人

人材育成のための制度

研修制度	自己啓発支援制度	社内検定	メンター制度	キャリアコン制度
あり	なし	なし	なし	なし

見学等受入れ

インターン	職場見学
あり	あり

非正規雇用の職場情報⁴

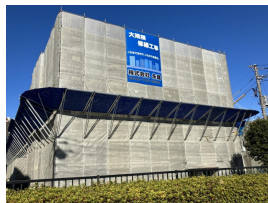
備考・補足情報

採用情報

事業所番号: 1409-107433-0

[ハローワークインターネットサービス](#)もしくは
[最寄りのハローワーク](#)をご利用ください。

1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者
2 1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者
3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数
4 非正規雇用労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄



常に改革を続け成長し、全員が幸せに働ける会社を目指します。

事業内容 おもに公共工事を一式請負う建設工事業

会社情報 252-0202 神奈川県相模原市中央区淵野辺本町3-22-15-405

<http://eiken-co.com/>

会社からのメッセージ

先輩社員から

新入社員マニュアルや講習があるため未経験者も大歓迎です。資格取得制度もあるのでスキルアップもでき、休暇取得しやすい環境で残業も少ないのでプライベートも充実できます。会社自体も2022年に公共工事の足場施工のみではなく元請けとして一式施工を行う部署が設立されたり常に改革をし成長しています。会社だけでなくみんなで成長できるような向上心のある方と働けることを楽しみにしています。

社長から

弊社は創業当時よりビルやマンション、大規模修繕工事、公共工事を1次業者として足場施工を行っていましたが2022年5月にリニューアル事業部を新規開設し足場施工のみでなく公共工事の元請業者として大規模修繕工事を行っております。常に新たなことを取り入れながら改革を続け、従業員全員で成長していける会社となっております。また、弊社は従業員の安定、家族の安定を最重要視した会社になりますので、安心して働いて頂けます。

求める人材像

協調性がある人 向上心がある人

基礎データ

創業	従業員数	平均年齢	平均勤続年	役員・管理職の女性割合	
2013年	18人	43.0歳	4.5年	(役員) 20.0%	(管理職) 0.0%

働き方データ

有給休暇の平均取得実績	月平均所定外労働時間	育児休業取得状況(直近3事業年度)	
9.0日	0.1時間	男性: 0名	女性: 0.0%

募集・定着状況

		2021年度	2020年度	2019年度
募集状況	新卒者等 ¹			
	新卒者等以外 ²			
採用者数(うち女性)	新卒者等	0名(0名)	3名(1名)	1名(0名)
	新卒者等以外	0名(0名)	0名(0名)	1名(0名)
離職者数 ³	新卒者等	0名	1名	0名
	新卒者等以外	0名	0名	0名

人材育成のための制度

研修制度	自己啓発支援制度	社内検定	メンター制度	キャリアコン制度
あり	あり	あり	なし	なし

見学等受入れ

インターン	職場見学
なし	あり

非正規雇用の職場情報⁴

なし

備考・補足情報

採用情報

事業所番号: 1409-616609-6
[ハローワークインターネットサービス](#)もしくは
[最寄りのハローワーク](#)をご利用ください。

1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者
 2 1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者
 3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数
 4 非正規雇用労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。



認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から-0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和4年3月1日現在（期間5年以内） 中小企業事業1.07%、国民生活事業1.82%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。



【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※ ³
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※ ⁴
		・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※ ⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）